

最判昭和 42 年 6 月 6 日判時 487 号 56 頁

為替手形金請求事件

最高裁昭三九（オ）八一五号

昭 4 2 ・ 6 ・ 6 三小法廷判決

上告人 尾山正雄

右訴訟代理人弁護士 大原 篤

大原健司

村林隆一

被上告人 愛知繊維株式会社

右代表者代表取締役 牧野新二

主 文

原判決を破棄する。

本件を大阪高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人大原篤、同大原健司の上告理由第二点および上告代理人村林隆一の上告理由第二、(一)、(三) について。

上告人は訴外呉羽交易株式会社（以下、単に訴外会社という。）に対し自己の商号、名称として使用していた「中村商店こと中村寿正」名義の使用を許諾したこと、右許諾は銀行との当座預金取引および手形行為上の名義使用についてなされたこと、訴外会社は右許諾に基づき本件各為替手形の引受人欄に右名義で記名押印をしたこと、被上告人は右各手形の正当な所持人であり、右名義人が引受人であると信頼したことは原審の確定したところである。原判決は、右のような事実を前提として、上告人は商法二三条の規定に基づき、被上告人に対し引受人として本件各為替手形金を支払う義務を負うとしている。

しかし、商法二三条にいう営業とは、事業を営むことをいい、単に手形行為をすることはこれに含まれないと解すべきところ、前記確定事実によれば、前記許諾は訴外会社の営業である繊維製品販売業についてなされたものでないことが明らかであるのみならず、同条は、他人の氏名商号等を用いて営業をした者（営業主）が第三者との取引において債務を負担した場合において、その氏名、商号等の使用を許諾した者に対しても、営業主の右債務につき連帯責任を負担させることを定めたものと解されるところ、手形行為の本質に

かんがみれば、ある者が氏名、商号等の使用を許諾した者の名義で手形上に記名押印しても、その者自身としての手形行為が成立する余地はなく、したがってその者は手形上の債務を負担することはなく、その名義人がその者と連帯して手形上の債務を負担することもありえないから、この点からみても、手形行為上自己の氏名商号等を使用することを許諾したにすぎない者については、同条は適用されないものと解するのが相当である。

しかるに、原判決は前記のような事実関係のもとにおいて、たやすく上告人について商法二三条の適用があることを認め、上告人が本件各為替手形につき債務を負担する原因について進んで審理判断することなく、被上告人の請求を認容しているのであって、原判決は同条の解釈を誤り、ひいては審理不尽の違法を犯したものであるというほかなく、この点に関する論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。

よって、その他の論旨に対する判断を省略し、民訴法四〇七条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 横田正俊 裁判官 柏原語六 田中二郎 下村三郎 松本正雄)

上告代理人大原健司、同大原篤の上告理由

第一点 《略》

第二点 商法二三条に所謂名板貸の責任は実質的営業その他の実体関係を伴わない単純な為替手形の引受については適用がないものというべきである。

即ち商法二三条が名板貸の責任を認める所以は一般の実質的営業について、その経済的信用の使用を他人に貸与した場合には名板貸しをなした者が之に対し営業上の取引関係においてその経済的信用の使用につき特殊の立場で充分監視することができ、また之をなすうからこそ、その他人がその営業に関する経済的信用の使用方法につき適正妥当を欠き予測以上の債務が生じたとしてもその他人と連帯して責任を負わせようとしたものである。

商法二三条の基本理念となっている所謂禁反言の法則あるいは外観理論は結局のところ取引の動的安全を確保するために相当巾広く表見責任を認めようとしたものではあるが、右の表見責任は取引の静的安全との均衡の上に成立しているものであり、商取引の動的安全を重要視するの必要性から多少ともこれに重きをおいたものであるにすぎない。決して商取引の静的安全は無視して良いというものでもなく、完全な無過失責任を認めようとしたものでもない。また商法二三条の責任は、その取引について多少なりとも監督しまたなし得る場合についてのみ認められるもので通常は一般取引営業についてだけ認められるものであって、手形行為については適用がないというべきである。

手形行為について、商法二三条が適用される特殊の場合はその手形行為が実質関係たる許諾された営業取引の手段として利用されその取引過程において行為者の行動を充分監視しうる場合に限られるべきであり、右の如き実質関係が全然なくまたその手形行為につき全く監視しえないという特段の事情があるときは商法二三条は類推適用されないと解すべきである。それが手形行為の所謂手段性に合致するものというべきであり、右特段の事情あるときは手形法八条により本事案の解決をみるべき筋合である。

而して原審の認定する事実及び之より容易に推定しうる事実によれば、上告人は呉羽交易に対し実質的営業につき毫も上告人名義使用を許諾したものでなく、呉羽交易によりなされた右名義による為替手形引受の手形金額、発行枚数（実に約一〇〇枚も作成されている。）について監視指示することもできないのは勿論現実の作成者が誰かも窺知することはできなかつたものである。

従って本件の場合上告人に対しては商法二三条が適用されない前記特段の事情があつたものというべきであり、上告人は単なる手形の被偽造者にすぎないにもかかわらず原審が上告人に対し商法二三条の責任を認めしたのは、ひっきょう商法二三条の解釈を誤つたものである。

第三点 《略》

上告代理人村林隆一の上告理由

第壹 《略》

第貳 原判決には判決に影響を及ぼすこと明らかな法令違背がある一即ち、商法第貳拾参条の適用の誤がある。

（一） 商法第貳拾参条によれば「自己の氏……を使用して営業を為すことを他人に許諾したる者は自己を営業主なりと誤認して取引を為したる者に対しその取引に因りて生じた……」とある。従って、同条によつて責任を負う為には、先ず、（１）自己の商号等を使用して営業をなすことを他人に許諾したことを必要とし次に、（２）その商号を使用して取引をなした第三者が、その結果自己を営業主であると誤認して取引したことを必要とする。（東京高等裁判所昭和参拾年五月拾九日判決、東京高裁時報六卷五号百貳拾頁、浦和地方裁判所昭和参拾壹年壹月貳拾六日判決、下級民集七卷壹号百参拾頁）

然るに、原判決によると、（１）訴外呉羽交易は「中村商店こと中村寿正」の使用を許諾し、之に基き、同訴外人が右名義を用いて手形支払人として引受を為した（原判決理由中第拾頁目）にやまる。即ち、右認定事実によると、先づ、上告人は、三和銀行大阪駅前支店の自己の裏勘定と同一名称の新口座を上告人と無関係な体裁にして使用することを許諾し、次に訴外人が右に基つき手形支払人として引受行為をなしたのであつて、上告人は決して、上告人の「中村寿正」なる名称を使用して営業をなすことを訴外人に許諾したことは全くないのである。（２）従つて、被上告人は右名義人が真の引受人であるものと信頼したのである（右同所）にやまる。

即ち、右認定事実によると、訴外人は、前記許諾に基き「中村寿正」引受名義の約百通の為替手形を作成し、そのうち、拾五通を訴外山一綿業に対し、訴外呉羽交易が既に振出していた約束手形と差換え交付したものであり、右山一綿業から被上告人に裏書せられたものである。従つて、訴外山一綿業及び被上告人は上告人が真の引受人であると信頼したのにやまり、訴外呉羽交易が「中村寿正」の名義を用いて営業行為をしたこともなく、又右訴外山一綿業及び被上告人に於て右の名称を用いた訴外呉羽交易と営業行為をしたこともない。従つて、上告人を営業主であると誤認したことは全く認められないのである。

(二) 《略》

(三) 商法第貳拾參条は静的安全に対する動的安全、即ち取引の保護に関する規定であって、外観を信じて取引をした第参者を保護せんとするためかゝる外観を作出せしめたものに責任を負担せしめる禁反言の原則から由来する規定である。従って、それは民、商法を貫く静的安全主義に対する例外規定であり、それ故にそれは厳格に解釈されなければならないのであって、濫りに拡張されてはならない。特に、本条は外観を信頼して取引をした第参者を保護する規定であるから、第参者が信頼するに足りる外観が作出されていなければならない。これが本条の場合、物的人的設備を有する営業である。

従って、かゝる営業を伴わない本件に迄第貳拾參条を拡張して適用することは許されない。

右の拡張適用は第参者を保護するの余り、静的安全を失うことになり、仔細な過失が、莫大な責任となって現れ、著しく正義に反するに至る。